

EPO 技術審判部、「ブロッコリ事件」において再度、拡大審判部へ質問を付託

2013 年 7 月 11 日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁 (EPO) の技術審判部は、7 月 9 日、「ブロッコリ事件」(T83/05) において、植物の生産の本質的に生物学的な方法に関する発明の特許性について、再度、拡大審判部へ質問を付託した。

「植物または動物の生産の本質的に生物学的な方法」は、欧州特許条約 (EPC) 第 53 条 (b) において特許の対象から除外されている。拡大審判部は、2010 年 12 月 11 日、本「ブロッコリ事件」及び「トマト事件」(T1242/06) において、交配と選別による植物の生産方法は、植物の全体の遺伝子の交配やそれに続く植物の選別の段階の実施を可能にしたり補助したりするのに役立つ技術的な段階を単に包含するというだけでは、植物の生産の本質的に生物学的な方法であって、特許の対象から除外されるとの審決 (G2/07 及び G1/08) を下していた。

この審決を受けて、技術審判部 3.3.04 部門が両事件の審理を続けていたが、特許権者が、クレームを植物の生産の本質的に生物学的な方法で得られた物の形式 (いわゆるプロダクト・バイ・プロセス・クレーム) に補正する意向を示していた。このため、同部門は「トマト事件」について、2012 年 5 月 31 日、拡大審判部へ再度質問を付託していた (G2/12)。そして今回、「ブロッコリ事件」についても同様の質問を付託することになった (G2/13)。

欧州においては、品種改良による動植物の生産方法の特許性に関して、政治レベルでの関心も高い。欧州議会は、2012 年 5 月 10 日、従来型の主に交配による品種改良方法に起因する製品やそれに用いられる品種改良材料についても、特許付与の対象から除外することを求める決議を行っている。

「ブロッコリ事件」において、今回、拡大審判部へ付託された質問は以下のとおり。

< 拡大審判部へ付託された質問 >

1. EPC 第 53 条 (b) の、植物の生産の本質的に生物学的な方法の除外は、植物、又は植物の部分のような植物材料に向けられた、物のクレームの特許性について、否定的な効果を有するか？
2. 特に、
  - (a) 植物品種以外の、植物又は植物材料に向けられた、プロダクト・バイ・プロセス・クレームは、その方法の特徴が、植物の生産の本質的に生物学的な方法を定義する場合、

特許性があるか？

(b) 植物品種以外の、植物又は植物材料に向けられたクレームは、クレームされた主題を生成するために出願日に利用可能だった唯一の方法が、特許出願に開示された、植物の生産の本質的に生物学的な方法である場合であっても、特許性があるか？

3. 物のクレームによって与えられる保護が、EPC 第 53 条(b)のもとでそれ自体除外される、植物の生産の本質的に生物学的な方法による、クレームされた物の生産を包含することは、質問 1 及び 2 の文脈において、関連性があるか？

4. 植物品種以外の、植物又は植物材料に向けられたクレームが、EPC 第 53 条(b)のもとで除外される植物の生産の本質的に生物学的な方法による、クレームされた物の生産を包含するという理由で、特許性が無いと考えられる場合、除外される方法を「除く (disclaiming)」ことによって、そのような生産のための保護を放棄することは可能か？

<参考>

EPC53 条 特許性の例外

欧州特許は、次のものについては、付与されない。

(a) その商業的利用が公の秩序または善良の風俗に反する虞のある発明。ただし、その利用が、一部または全部の締約国において法律または規則によって禁止されているという理由のみで公の秩序または善良の風俗に反しているとはみなされない。

(b) 植物及び動物の品種または植物または動物の生産の本質的に生物学的な方法。ただし、この規定は、微生物学的方法または微生物学的方法による生産物については、適用しない。

(c) 手術または治療による人体または動物の体の処置方法及び人体または動物の体の診断方法

この規定は、これらの方法の何れかで使用するための生産物、特に物質または組成物には適用しない。

EPC 規則 27

特許を受けることができる生物工学的発明

生物工学的発明は、それが次の事項に関するものであるときも、特許を受けることができる。

(a) 生物学的材料であって、それが以前に自然界において生じていた場合であっても、自然環境から分離されているか又は技術的方法の使用によって生産されるもの

(b) 動物又は植物。ただし、その発明の技術的実行可能性が特定の植物又は動物の品種に限定されないことを条件とする。

(c) 微生物学的若しくはその他の技術的な方法、又は当該方法の使用によって得られる生産物であって、植物若しくは動物の品種以外のもの

バイオ指令（98/44/EC）第4条

(1) 次のものは特許性がないものとする。

(a) 植物品種及び動物種

(b) 植物若しくは動物を作り出す本質的に生物学的な方法

(2) 植物及び動物に関する発明は、発明の技術的可能性が特定の植物品種若しくは動物種に限定されない場合、特許性を有するものとする。

(3) (1)(b)は微生物学的又はその他の技術方法又はかかる方法により得た製品に関する発明の特許性を害さないものとする。

— EPO のプレスリリースは、以下参照 —

[Technical Board submits questions in the “Broccoli” patent case](#)

— 技術審判部の決定は、以下参照 —

[Interlocutory Decision of the Technical Board of Appeal 3.3.04 of 8 July 2013 \(PDF\)](#)

— ブロッコリ事件（G2/07）およびトマト事件（G1/08）に関する EPO 拡大審判部の審決についての欧州知的財産権ニュースは、以下参照 —

[EPO 拡大審判部、交配を含む植物の生産方法に対して特許性を認めない審決（2010年12月11日）\(PDF\)](#)

— 欧州議会の本質的に生物学的な方法の特許性に関する決議についての欧州知的財産権ニュースは、以下参照 —

[欧州議会、本質的に生物学的な方法の特許性に関する決議を採択（2012年5月12日）\(PDF\)](#)

(以上)